

**おたふくかぜ・大人の風しん・麻しん風しん混合任意予防接種費用を一部助成します**

指定の医療機関において助成額を差し引いた金額で接種が受けられます。

※接種費用は医療機関によって異なりますので事前にご確認ください。

任意予防接種とは予防接種法に基づかない予防接種で、保護者等の希望により接種するものです。

○おたふくかぜ予防接種費用の一部助成について

**【対象者】**1歳～3歳未満の幼児

**【助成額・回数】**3,000円(1回)

○大人の風しん・麻しん風しん混合任意予防接種費用の一部助成について

**【対象者】**

野木町在住の19歳以上49歳以下の方

**【助成額・回数】**

風しんワクチン 3,000円(1回)

麻しん風しん(MR)混合ワクチン 5,000円(1回)

※妊娠している方および妊娠の可能性のある方は接種できません。また接種後2か月間は妊娠を避けてください。

**〈接種方法〉**

町内および小山地区医師会加入の医療機関での個別接種

| 医療機関名       | 電話番号         | おたふくかぜ | 大人風しん<br>麻しん風しん混合 |
|-------------|--------------|--------|-------------------|
| いなほ内科クリニック  | 0280(57)0770 | ○      | ○                 |
| 岩崎医院        | 0280(56)0280 | ○      | ○                 |
| 菊池クリニック     | 0280(57)2510 | ○      | ○                 |
| 木村医院        | 0280(23)2611 | ○      | ○                 |
| さくら診療所      | 0280(54)5004 | ×      | ○                 |
| 鹿野クリニック     | 0280(57)0056 | ○      | ○                 |
| 寺内整形外科      | 0280(57)9811 | ×      | ○                 |
| 野木病院        | 0280(57)1011 | ○      | ○                 |
| ゆりなメディカルパーク | 0280(57)0000 | ×      | ○                 |

※町外医療機関での予防接種実施状況については、直接医療機関にお問合せください。

※町内および小山地区医師会加入の医療機関以外で接種希望の場合は、事前に申請が必要となりますので、健康福祉課へお問合せください。

**〈接種期間〉**令和4年3月31日(木)まで

(令和4年4月以降は未定です)

問健康福祉課 ☎(57)4171

**介護保険負担限度額の申請について**

介護保険施設に入所(短期入所サービス利用を含む)すると、介護サービス費用の1割(一定以上の所得のある方は2割または3割)を負担するほかに、居住費・食費を負担することになります。

ただし、所得の低い方の居住費・食費については負担の上限額(負担限度額)が定められ、費用負担が軽減されます。軽減を受けるには申請が必要です。

**【対象者】**

次の①～③をすべて満たす方が対象となります。

①要介護(要支援)認定を受けており、ご利用者が所属する世帯全員が町民税非課税の方

②配偶者が町民税非課税の方

(世帯が同じかどうかは問わない)

③預貯金等の金額が基準額を超えない方

※基準額については、令和3年8月から利用者の収入額等による要件が変更になります。詳細については、お問合せください。

**【申請に必要なもの】**

・申請書(健康福祉課窓口)

・同意書(健康福祉課窓口)

・本人と配偶者の預貯金口座残高の写し

※銀行名・支店名・口座番号・名義人と最終の残高(申請日より2か月以内に記帳されたもの)が分かるようにお願いします。

・その他投資信託・有価証券等がある場合には、証券会社や銀行の口座残高の写し

・負債がある場合は借用証明書の写し(預貯金額等から差引きます)

※配偶者がいない場合は、添付書類はご本人分のみとなります。

**【留意点】**

・申請書類に不備があると受付ができませんので、書類をよく確認して申請をしてください。

・認定期間は申請のあった月の初日から翌年(1月以降の申請は同年)7月31日までです。

・前年度の所得が未申告の方は税務課にて申告を済ませてから申請をしてください。

・前年度の所得には、課税年金(老齢年金など)の他、非課税年金(遺族年金と障害年金)の収入も含めて判定することになります。

問健康福祉課 ☎(57)4173